

謹

賀

新

年

協会丹澤会長、石井国土交通大臣を表敬訪問



昨年の12月16日、協会丹澤会長は霞ヶ関の国土交通省を訪れ、石井敬一国土交通大臣を表敬訪問しました。その席で会長は、運転代行業界の情勢をお伝えしつつ、業界適正化・活性化へご支援頂くことをお願いいたしました。

年頭のご挨拶	丹澤忠義会長	2
同	警察庁 早川交通企画課長	3
同	国土交通省 鶴田旅客課長	4
目次	自動車運転代行業における適正な業務運営の確保に向けた「利用者保護」に関する諸課題への対応方針について	5
	自動車運転代行業の料金に関する制度の指針について(案)	6
	国土交通省との懇談会を開催します	8
	白タク防止キャンペーン実施中!	8

会長挨拶

会長 丹澤 忠義



2016年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

アベノミクスがスタートしてから4年目を迎える今年、円安による輸出企業の収益が改善され、景気は上昇傾向にあるとされています。しかし遺憾ながら代行業界は、景気の動向を反映しているとは言い難い状況にあります。

言うまでもなく、運転代行業は飲酒運転根絶の受け皿として、交通安全に寄与するという社会的使命を担っております。この使命を全うするためには、地域社会や利用者の皆様に真に信頼頂ける業界でなければなりません。

昨年6月、国土交通省は当協会をはじめとする運転代行業界団体に向け、運転代行業界の実態と、業界が抱える諸問題を把握されるための意見交換会開催を呼び掛けられました。これに应运協会は数度にわたって国土交通省と理事・監事各位との意見交換会を実施し、業界が抱える諸問題、健全化を阻害する要因、われわれが取り組むべき課題等について率直な意見を述べさせて頂きました。

国土交通省ではこの結果をもとに、昨年末「自動車運転代行業における適正な業務運営の確保に向けた『利用者保護』に関する諸課題への対応方針について」と題する指針を発表されました。このなかでは運転代行料金の統一ルール化、随伴用自動車の損害賠償措置、保険等契約失効者への措置、役務提供の条件の確保など、7項目にわたって具体的な健全化への方向が示されています。

さらに、われわれ運転代行業者側が実施すべき活動として、違法行為防止の徹底を図るための街頭パトロールや違法行為防止のキャンペーンの実施、さらに運転代行業界団体から国土交通省への通報制度の導入を検討することと同時に、業界が取り組むべき課題として、業界自らが運転代行業者の健全な育成を図るための業務点検の実施、新規参入者を対象にした指導講習会等を実施すべきと、提言されております。

こうした方針に応え、健全化実現を目指してわれわれ運転代行業界として取り組むべきことは、ここで示されたさまざまな施策を実現するための体制を、一日も早く築き上げることです。会員の皆様にはまず、協会の組織率をあげることに、次に、協会支部を核として各地域の協議会等との連携を図りながら、国土交通省がわれわれに示された諸施策を実施するための受け皿を、一日も早く構築することです。この組織作りができれば業界健全化実現は夢となりましょう。都道府県各支部長と会員各位に心よりお願い申し上げます。

終わりに、会員の皆様の事業の御発展と御健勝を祈念して、新年の挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

警察庁交通局
交通企画課長 早川 治



謹んで新年の挨拶を申し上げます。

公益社団法人全国運転代行協会の会員の皆様方には、平素から交通警察行政各般にわたり、深い御理解と御支援をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、交通事故における致死率の高い高齢者の人口が増加していることなどを背景として、交通事故死者数が減りにくい状況が続いており、第9次交通安全基本計画において掲げた「平成27年までに24時間死者数を3,000人以下とする」という目標については、残念ながら達成することができませんでした。また、依然として、飲酒運転による悲惨な死亡事故等も後を絶たないなど、交通事故情勢は厳しい状況にあります。

こうした情勢を踏まえ、警察といたしましては、悲惨な交通事故を1件でも減少させ、政府が目標とする「世界一安全な道路交通」を実現できるよう、高齢者の事故防止を始めとする総合的な交通事故抑止対策を一層推進していくこととしております。

本年から第10次交通安全基本計画がスタートすることとなりますが、現下の厳しい交通事故情勢の中で交通死亡事故等抑止の効果を上げるためには、警察と関係機関・団体が連携を一層強化し官民一体となって取り組んでいくことが不可欠と考えております。

貴協会におかれましては、飲酒運転防止に寄与する自動車運転代行サービスに関し、より一層業務の適正化及び利用者の利便性・安心感の向上を図るための施策を積極的に推進していただき、自動車運転代行業の健全な発展を通じて、安全で快適な交通社会の実現に貢献されますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますの御発展と、皆様方の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

国土交通省自動車局
旅客課長 鶴田 浩久



新年あけましておめでとうございます。

平成28年の新春を迎え、皆様に謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、利用者が安心して利用できる安全な運転代行業界の構築にご尽力頂いており、心から敬意を表する次第です。

運転代行業界をめぐる経営環境は依然として容易ではありませんが、国土交通省としても皆様とともに、利用者の利便の向上を目指して取り組んでまいりたいと思います。引き続きご協力をお願い申し上げます。

運転代行業は飲酒運転撲滅のために大変重要な役割を担っておりますが、より良いサービスの実現のためには利用者の安全・安心を確保することが第一です。

国土交通省は昨年6月から半年間にわたり、貴協会と精力的に意見交換を行い、運転代行業が現在抱える課題を洗い出し、その対応策を検討してきました。昨年末にはその検討結果をとりまとめ、「自動車運転代行業における適正な業務運営の確保に向けた『利用者保護』に関する諸課題への対応方針について」（対応方針）として公表したところです。

本年は、この対応方針に基づき、各都道府県や警察などの関係省庁とも十分連携を図りつつ、可能な対策を順次実施し、業界の適正化及び利用者の利便の向上に取り組んでまいりたいと存じます。

運転代行業界が、健全な発展と社会的地位の向上を獲得し、真に国民に信頼されるサービスとなるためには、指導的役割をもつ貴協会が、その使命を再認識して頂くとともに、更なる組織の強化と活性化に努めていただくことが重要であり、今後の活動に大いに期待するところであります。

今年は申（さる）年です。申は「去る」を意味し、「悪いことが去る」「病が去る」など、幸せがもたらされるとする説があります。上記のような取組により、自動車運転代行業に携わる貴協会及び会員の皆様並びに運転代行サービスの利用者の皆様に、幸せがもたらされる年となりますよう祈念いたしまして、私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

自動車運転代行業における適正な業務運営の確保に向けた「利用者保護」に関する諸課題への対応方針について

数度にわたる業界団体との意見交換会の結果を踏まえ、国土交通省から次の方針が提示されました。

1. 運転代行料金の統ルール化

運転代行の利用者にとって、シンプルで分かりやすい料金とするため、料金の種類及び料金の適用地点など料金体系の統ルールを定めたガイドラインの策定を検討する。

なお、料金体系の統ルール化の検討に当たっては、料金の算出基礎となる距離・時間の単位が事業者毎に多種多様な状況にあることから、具体的な算出基礎単位の統一については、自動車運転代行業に関する事務・権限の地方分権を図った趣旨に鑑み、都道府県（知事部局。以下同じ。）における将来的な検討課題として整理する。

また、「公正な取引の確保」のための料金メータ器設置の義務化については、運転代行業者の費用負担等に考慮し、引き続き、今後の検討課題とするが、当面、義務化の前提となるメータ器の基準・規格等の策定について検討を進めることとする。

2. 随伴用自動車の損害賠償措置

自動車運転代行業者の増加等に伴い、業務上の交通事故件数が、近年、高止まりの状況にあるとともに、随伴用自動車による悲惨な人身事故が発生している状況にあることから、随伴用自動車の損害賠償措置について、その義務付けを明確化し、補償限度額を設定することを検討する。

3. 保険等契約失効者への措置

交通事故による損害賠償が補償されないこととなる損害賠償責任保険等の契約失効者に対して、損害賠償責任共済組合と連携を図り、速やかな改善措置を求める法に基づく指示等の厳格な行政処分を課すことを検討する。

4. 役務提供の条件説明の確保

運転代行の利用者に対する役務提供の条件の説明不足等から生じる利用者とのトラブルや利用者からの苦情が後を絶たない状況にあることから、利用者に対する十分な説明の実行が確保されるよう、利用者に対する説明用書面について、運転代行業界団体と協同して標準化した様式を作成し、利用の促進を図ることを検討する。

5. 随伴用自動車の表示の変更

随伴用自動車の表示を遵守しない運転代行業者

が未だに散見されるとともに、表示方法にも不適切な業者が見受けられることから、随伴用自動車の表示方法等の厳正化を図ることを検討する。

また、確実な損害賠償措置の確保を図る観点から、損害賠償責任共済組合の協力のもと、随伴用自動車に対して、「保険期間の満了する時期」及び「利用者は乗車できない旨の注意喚起事項」等を表示する措置を講じることを検討する。

6. 運転代行業務従事者への指導

運転代行業界における更なる「交通の安全」や「利用者保護」を確保するとともに、運転代行業務従事者に対する指導・教育について、運転代行業者毎に差異がなく、十分な指導・教育が実施されるよう、運転代行業界団体において「運転代行業務従事者指導・教育マニュアル」を作成することとし、警察庁と連携してこの作成を支援する。

7. 報告・立入検査の強化

運転代行業者による白タク等違法行為防止の徹底を図るため、都道府県による街頭指導や立入検査の強化を図るとともに、都道府県による厳格な検査を実施するための都道府県用の「立入検査マニュアル」の作成を検討する。

また、随伴用自動車の適正な表示の徹底を図るため、運転代行業者に対して、随伴用自動車の車体表示を写した写真による報告を求めることを検討する。

8. その他

運転代行業者による違法行為防止の徹底を図るため、運転代行業界団体と連携した街頭パトロールや違法行為防止のキャンペーン、運転代行業界団体から国土交通省への通報制度の導入等を検討する。

また、運転代行業者の健全な育成を図るため、将来的に運転代行業界団体自らが、その構成員である個別の運転代行業者等に対する業務点検や新期参入業者等を対象とした自主的な定期指導講習会が実施できるよう、業界団体において、構成員の拡充を図った上で制度設計や地方組織の体制整備を検討することとし、警察庁と連携して助言や講師派遣等による支援を行う。

「自動車運転代行業における適正な業務運営の確保に向けた『利用者保護』に関する諸課題への対応方針について」に合わせて、国土交通省から料金に関する制度のガイドライン（案）が示されました。

自動車運転代行業の料金に関する制度の指針について（案）

自動車運転代行業の料金に関する制度について、以下のとおりその指針を定めるものとする。

1. 運転代行料金

（1）料金の種類

料金の種類は、次のとおりとする。

①距離制料金（時間距離併用制料金を含む。以下同じ。）

初利用料金と加算料金を定め、利用者が代行運転自動車に乗車した地点から利用者又は運転代行業務従事者が代行運転自動車から降車する地点までの代行運転自動車又は随伴用自動車の走行距離に応じた料金とする。

②時間制料金

初利用料金と加算料金を定め、利用者が代行運転自動車に乗車した地点から利用者又は運転代行業務従事者が代行運転自動車から降車する地点までに要した時間に応じた料金とする。

③定額料金

利用者が代行運転自動車に乗車した地点から、一定のエリアとの間の運転代行を行う場合において、運転代行業者が事前に定めた定額が適用される料金とする。

（2）料金の種類の適用

料金の適用は、基本的に距離制料金を適用することとするが、あらかじめ営業所において、時間制料金又は定額料金による特約があった場合には、時間制料金又は定額料金を適用することができるものとする。

（3）距離制料金の適用方法

- ① 初利用距離は小数点第1位までのキロメートル単位、加算距離は1メートル単位とし、1メートル未満の端数は四捨五入する。
また、初利用距離及び加算距離は、基本的に一つの単位とする。
- ② 時間距離併用制料金は、一定の速度（限界速度といい、10km/Hを超えないものとする。）以下の走行速度になった場合の運転代

行に要した時間を加算距離に換算し、距離制メータに併算する。

- ③ 時間距離併用制料金の加算距離相当時間に端数が生じた場合は、5秒単位に切り上げるものとする。
- ④ 利用者から収受する料金は、料金メータ器に表示された金額又は代行運転自動車又は随伴用自動車のトリップメータ器の示す利用距離から算出された金額とする。
- ⑤ 料金の収受に当たっては、利用者又は運転代行業務従事者が代行運転自動車から降車後、直ちに料金メータ器の「支払い」ボタンを操作又はトリップメータ器の利用距離を確認し、その表示額又は表示距離から算出された金額を収受するものとする。

（4）時間制料金の適用方法

- ① 時間制料金は、あらかじめ営業所において、時間制料金による特約がある場合に適用する。
- ② 初利用時間は1時間、加算時間は30分単位とし、30分未満の端数は切り上げるものとする。

（5）定額料金の適用方法

- ① 定額料金は、あらかじめ営業所において、定額料金による特約がある場合に適用する。
- ② 定額料金については、運転代行業者において事前に料金を設定し、エリア等を含めて詳細な内容を営業所に掲示するものとする。

（6）料金の割増

- ① 運転代行業務従事者の深夜の割増賃金を確保するために、深夜早朝割増を設定することができるものとする。
- ② 雪道や凍結路における交通の安全を確保するために、冬期の一定の期間に限り、冬期割増を設定することができるものとする。

（7）料金の割引

遠距離割引や営業施策割引を設定できるものとする。

2. 附帯サービス料金

(1) 附帯サービス料金の種類

附帯サービス料金の主な種類は、次のとおりとするが、地域の実情を踏まえて、利用者サービスの向上を目的に運転代行業者が提供する附帯サービスについては設定ができるものとする。

①迎車料金②待ち料金③業務中待ち料金④回送料金⑤キャンセル料金⑥一時預かり料金⑦除雪料金⑧チェーン着脱料金⑨バッテリーチャージ料金

(2) 附帯サービス料金の適用方法

①迎車料金

迎車料金は、利用者から運転代行の依頼を受けて、利用者の指定した場所に随伴用自動車に向かう場合に、次のいずれかを適用するものとする。

ア.1回ごとの定額料金(一定の距離まで無料とするもの及び一定の距離に応じて段階的に料金を設定するものを含む。)とする。

イ.営業所等を発車する地点より、運転代行扱いとし、初利用料金を限度とする。

この場合において、当該料金の適用方法について、電話による利用の申込みの際等に、あらかじめ利用者に分かりやすい説明を行い、利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

②待ち料金

待ち料金は、利用者の指定した場所に到着後、利用者の都合により待機した場合に適用し、1回ごとの定額料金(一定の時間まで無料とするもの及び一定の時間に応じて段階的に料金を設定するものを含む。)とする。

待ち料金については、当該料金の適用方法について、電話による利用の申込みの際等に、あらかじめ利用者に分かりやすい説明を行い、利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

③業務中待ち料金

業務中待ち料金は、運転代行業務の途中で、利用者の都合により待機した場合に適用し、1回ごとの定額料金(一定の時間まで無料とするもの及び一定の時間に応じて段階的に料金を設定するものを含む。)とする。

④回送料金

回送料金は、代行運転自動車の回送のために、随伴用自動車が発車した地点又は利用者の指定した駐車場等から代行運転自動車の回

送を始めた地点から適用し、1回ごとの定額料金(一定の距離・時間まで無料とするもの及び一定の距離・時間に応じて段階的に料金を設定するものを含む。)又は運転代行扱いとする。

⑤キャンセル料金

キャンセル料金は、利用者の指定した場所に到着後、利用者の都合により運転代行の依頼を取り消された場合に適用し、1回ごとの定額料金(一定の距離まで無料とするもの及び一定の距離・時間に応じて段階的に料金を設定するものを含む。)とする。

キャンセル料金については、当該料金の適用方法について、電話による利用の申込みの際等に、あらかじめ利用者に分かりやすい説明を行い、利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

⑥一時預かり料金

一時預かり料金は、利用者からの依頼により、運転代行業者が代行運転自動車を預かり一時保管する場合に適用し、1回ごとの定額料金とする。

⑦除雪料金

除雪料金は、代行運転自動車又は代行運転自動車が駐車する場所の走行路確保のための路面の除雪作業を行った場合に適用し、1回ごとの定額料金(一定の時間まで無料とするもの及び一定の時間に応じて段階的に料金を設定するものを含む。)とする。

⑧チェーン着脱料金

チェーン着脱料金は、代行運転自動車にチェーン取付け、取外し作業を行った場合に適用し、1回ごとの定額料金とする。

⑨バッテリーチャージ料金

バッテリーチャージ料金は、代行運転自動車にバッテリーチャージ作業を行った場合に適用し、1回ごとの定額料金とする。

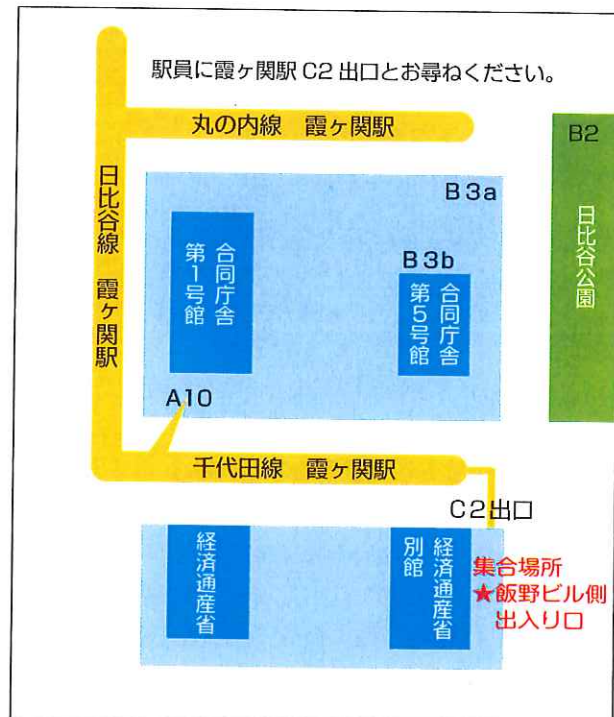
3. 運転代行料金の設定のあり方

運転代行料金の設定に当たっては、正当な理由がないのに、運転代行サービスに要する費用を著しく下回る料金で継続的にサービスを提供し、他の業者の事業活動を困難にさせる恐れがあるものについては、独占禁止法第2条第9項第3号に規定する不当廉売に抵触する場合があるので、この点に十分留意する必要がある。

国土交通省との懇談会を開催します

この度、国土交通省から示された対応方針と料金ガイドライン（案）（本紙5～7P 参照）を中心に、運転代行業界に関する諸課題について幅広く意見交換をする場として、国土交通省と協会会員業者の皆様による懇談会を開催いたします。皆様ふるってご参加ください。

- 日 時 平成28年2月1日（月）
午後1時30分 集合（地図内★印）
午後2時～4時 懇談会
- 場 所 経済産業省 別館会議室
- 参加人数 30名
- 参加資格 協会会員業者とその従業員
- 旅費（交通費及び宿泊代など）は出席者各自のご負担となります。また宿泊される場合は各自で手配いただきますようお願い申し上げます。
- 申込締切 平成28年1月20日（水）必着
※別紙申込用紙をお使いください。
なお、出席できない方でご意見をお持ちの方は、ご意見をお寄せください。
- 会場案内
※最寄り駅
東京メトロ霞ヶ関駅（丸ノ内線・日比谷線・千代田線）会場へはC2出口が最寄出口です。



白タク防止キャンペーン実施中！ 警察庁と国土交通省の後援を受け チラシ10万枚を作成

当協会では昨年9月15日より白タク防止キャンペーンを展開しております。本キャンペーン活動の一環として、警察庁と国土交通省の後援を受け、両省庁名入りの白タク行為根絶チラシを作成いたしました。運転代行業者側の意識向上を図るとともに、利用者および一般ドライバーの皆様にも白タク行為の違法性をご理解いただくために、広く周知活動を継続中です。

- これまでのチラシ配布先
 - ・都道府県警察本部
 - ・都道府県庁運転代行関係窓口
 - ・全国飲食業生活衛生同業組合連合会を通じて40地方組合
- 会員各位には100枚単位で無償でお送りします。
ご希望の方は、協会事務局までお申し出ください。
公益社団法人全国運転代行協会 事務局
電話 03-3668-2788 FAX 03-3668-2789

代行業者のクルマには
乗れません。
万一事故にあっても
十分な補償が
受けられない
場合があります。



白タクの依頼はやめましょう!!

- お客様をタクシー代わりにお乗せすることは**禁止されています。**
- お客様をお店などからクルマの駐車場までお乗せする、いわゆるAB間輸送は、無償でもわずかな距離でも**違法となります。**

公益社団法人
JDA 全国運転代行協会
後援 警察庁・国土交通省